

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都葛飾区

2 構造改革特別区域の名称

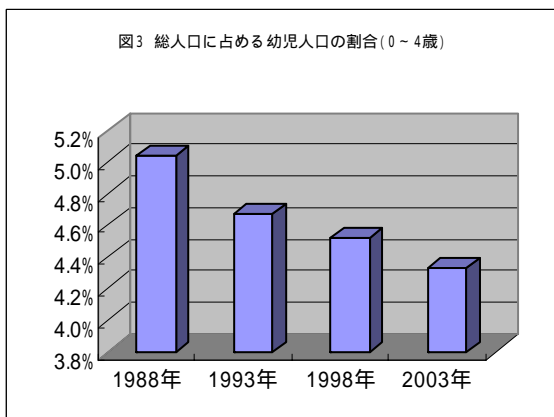
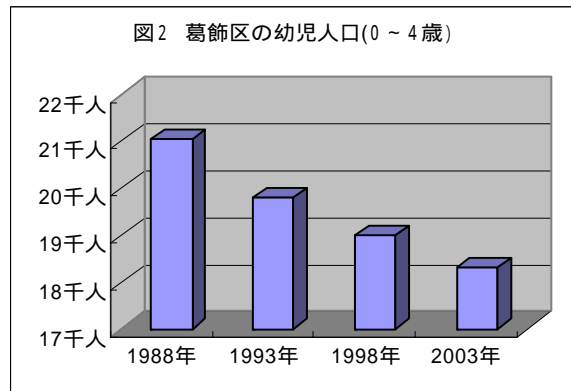
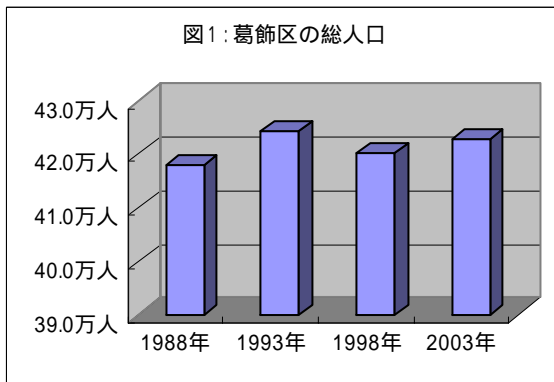
幼稚園早期入園特区

3 構造改革特別区域の範囲

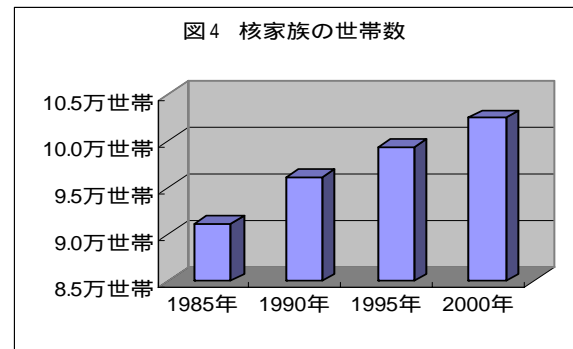
東京都葛飾区の全域

4 構造改革特別区域の特性

葛飾区は、東京都の北東に位置し、小規模商工業及び、住宅が立並ぶいわゆる下町といわれる地域である。総人口においては、近年ほぼ横ばいの状態であるが(図1)、全国的な傾向と同じく、幼児人口(図2)及び幼児人口率(図3)とも減少傾向にあり、少子化に歯止めのかからない状態が進んでいる。このことから、私立幼稚園の園児数も年々減少傾向にあり、特に区を中心付近の幼稚園ではこの傾向が顕著に現れている。



また、核家族世帯人口も、増加の傾向にあり(図4)、若い世代の保護者層には、育児に対する不安とともに、早期からの幼児教育や時間延長に対する要望など、生活スタイルの多様化に伴い、さまざまなニーズが要求されていることが、幼稚園関係者から報告されている。



こうした中、幼稚園入園については、学校教育法第80条により、3歳の誕生日に達してから入園することが定められているため、大半の園で設備・教員配置等の理由により年度途中入園の対応ができず、満3歳児の受入をしていない現状である。そのため、満3歳児の入園実績は、区全体で毎年15~20人程度であり、入園を望む保護者の期待に応えていない状態である。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 2~3歳の幼児期は人間形成の基礎を作る上で、最も重要な時期である。満3歳未満の早い時期に入園することにより、集団生活の中で家族以外との係わり合いの機会が増え、自我発達の基礎形成を促すことができる。
- (2) 核家族化が進み、若い保護者の経験不足からの育児に対する不安の声が多い。幼稚園に早期に入園することにより、幼稚園が育児の相談役としての一助を担い、育児不安解消への期待ができる。
- (3) 満3歳に達する年度の年度当初からの入園(以下2歳児入園という。)を望む要望が、多くの保護者から寄せられており、「早期に幼児教育を」との住民ニーズに応えることもできる。
- (4) 2歳児入園を可能とすることにより、受け入れる幼稚園も年度当初の学級編成・教員の確保等、受入態勢を整えることができる。また、事業拡大による雇用促進にも期待が持てる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 幼児が早期に集団生活を経験することにより、自我の育成に適した環境を提供するとともに、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得を可能とし、幼児の心身の健全な発達を醸成する。
- (2) 2歳児入園による幼児(以下2歳児という。)の学級を専任の教師の配置により実施させ、2歳児教育を充実させる。また、2歳児の受入幼稚園数を増やすことにより、地域住民のニーズに応えていく。
- (3) 2歳児入園が可能になることにより、保育園に通園する2歳児が一部幼稚園に移ることによる保育園における2歳児の待機児解消を図るとともに、それによる保育

園の0～1歳児の受入拡大による待機児解消にも繋げる。

- (4) 葛飾区においては、基本計画に基づく平成15～18年度の実施計画の重点施策として「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」を掲げ、子育てに関する様々なサポート施策を展開している。幼稚園が保護者の育児に対する不安・負担の解消の一端を担うことにより、子育て環境の充実が図られ、施策の実現に寄与する。
- (5) 2歳児の保育を行うことで保護者の育児軽減により、(特に)女性の社会進出を促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により次のような経済的社会的効果が得られると考えられる。

- (1) 幼児の社会適応力の育成
幼児の活動の場を家庭内から集団の中に移すことにより、社会性・協調性を育てることができ、早期に社会に適応した人間形成の基礎を築くことができる。
- (2) 保護者に対する子育て支援の充実
保護者の子育てに対する負担を軽減する。2歳児から子供を幼稚園に通園させ、幼稚園や地域の保護者とのかかわりあう中で時間的・精神的な余裕から、幼児虐待の原因ともなっている保護者の子育てに対する不安・ストレスを軽減する。
- (3) 社会参加への効果
育児への負担が軽減することにより、保護者の生涯学習、ボランティア活動への取組などの社会参加が図られ、男女共同参画社会の実現に向け、効果が期待できる。
- (4) 幼稚園の態勢整備等
2歳児の4月入園が認められることにより、幼稚園における年度当初の学級編成・教員の確保等が可能になる。また、2歳児クラスの教員の確保が見込まれることから、教員の雇用促進にも期待が持てる。

8 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 私立幼稚園助成事業及び園児の保護者に対する補助事業
葛飾区では、私立幼稚園に対し幼児教育の充実と発展のための助成事業及び、園児の幼稚園への就園の奨励のための補助事業を行っている。また、保護者に対し保育料の負担軽減のために補助事業を行っている。

幼稚園に対する補助

園外保育補助

私立幼稚園が園外保育を行った場合、交通費（バス借上代・電車賃）を補助するもの。

園児健康管理補助

私立幼稚園が採用した嘱託医、嘱託歯科医及び健康診断時の介助者の報酬に対し補助する。

施設整備資金一部利子補給

私立幼稚園が施設を整備するために金融機関から借入れた資金に対し、利子の一部を補助する。

幼稚園案内作成費補助

私立幼稚園連合会が作成する「幼稚園ガイド」の作成費用の一部を補助する。

団体助成補助

葛飾区私立幼稚園教育研究会に対し、対象事業費の一部を補助する。

預かり保育補助

私立幼稚園が長期休暇期間に預かり保育を行なう園に対し補助するもの。

保護者に対する補助

幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園等に通園する幼児の一定の所得以下の保護者に対し、所得に応じた補助額を交付する。

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助

私立幼稚園等に通園する幼児の保護者に対し、所得に応じた補助額を交付する。

(2) 各種子育て支援関連事業

葛飾区では区の基本計画に基づく実施計画として「子どもの健やかな育成」を策定している。この計画に基づき平成15年度～18年度の間に「安心して産み育てられるまちづくり」をテーマに総合的な展開を図ることとしている。

保育園事業（一時保育事業）

保護者が働いていたり、病気のため家庭での保育が出来ない幼児を保護者に代わって保育を行う。また、ボランティア活動やリフレッシュ等に対応できる非定型保育、疾病や出産に対応する一時保育の充実も図っている。

子ども家庭支援センター事業

育児に対する不安や悩みをもつ保護者に対し、専門の相談員による子育て相談を行う。

ファミリー・サポート・センター事業

区民相互の助け合いにより、子どもを預かったり、保育園への送迎を行う。

(3) 育児共同参画の啓発・推進

育児は夫婦が協力して行うことにより、母親の精神的安定のみならず子どもの成長や情緒の安定によい影響をもたらす。そのために、保護者（特に父親）の育児や家事の能力を高めるための学習機会を設けるとともに、情報提供や啓発事業に努めている。

別紙

1 特定事業の名称

806 三歳児未満に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域計画内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特区事業の内容

事業に関与する主体

別紙1のとおり

事業が行われる区域

東京都葛飾区の全域

事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定日以降

事業により実現される行為

幼児の心身の健全な育成、保護者の子育てに対する不安・負担の解消、女性の社会進出と育児共同参画の促進、保育園待機児の解消

5 当該規制の特例措置の内容

葛飾区では幼児人口が年々減少し、また核家族の増加により幼児同士がふれあう機会が減少している。幼児期はこうした子供同士のふれあいの中で、人間形成の基礎を築き心身の健全な発達や社会性を培う重要な時期である。また、子どもを持つ親同士が話をする機会も減り、育児に対する相談や悩みを話す人がいないため、育児がストレスとなって虐待に繋がるケースも出てきている。

こうした中、早期からの幼稚園入園の要望が増えているが、現行の満3歳からの就園という制度では年度途中からの入園となるため、保護者の就労状況・幼稚園サイドの受け入れ態勢という点から、実際に満3歳から入園をしている幼児は極めて少ない。

当該規制の特例措置を講ずることにより、住民のニーズにこたえるべく満3歳に達する年度当初の入園が可能となるため、幼児の早期の集団社会への参加による心身の健全な育成、保護者に対する社会進出への支援・育児ストレスからの解放、保育園入園待機児の解消、入園者増加に伴う幼稚園の児受け入れ態勢の整備・運営の拡充に伴う雇用促進が見込まれる。